

◇ 指定学校の変更が可能な主な事由等

事由	承認期間	対象学年	申請時に必要な書類等
【転居した場合】 通学区域が異なる住所に転居をしたものの、引き続き今までの学校に就学を希望する場合。 ○ 受付窓口：学校教育課 または 支所等窓口	1年以内 ※ 支所等で手続き可	小中学校の全学年	入学・転学通知書(転居用) ※ 転居の手続きを行った支所等の窓口で発行される書類。
	卒業まで ※ 学校教育課でのみ手続き可	・小学校5、6年生 ・中学校の全学年	
【児童の放課後等の保護が困難な場合】 児童と同居する大人の方が全員、日中勤務しており、放課後は親類や放課後児童クラブ等に預けるため、その預け先の通学区域の学校に就学を希望する場合。 ○ 受付窓口：学校教育課	3年以内 ※ 再申請により延長可	小学校の全学年 ※ この事由での指定学校の変更は、中学校においては認められません。	① 勤務証明書 (同居する大人の方について全員分) ② 保護承諾書 ③ 児童がいる世帯全員の住民票 ④ 保護承諾者の住民票 (放課後児童クラブの場合は不要) ※ ①及び②の様式は、各支所の窓口で入手するか、市のホームページからダウンロードしてください。
【転居の予定が明確な場合】 家の新築や購入、賃貸による将来的な転居が確実であるため、その転居先の通学区域の学校に就学を希望する場合。 ○ 受付窓口：学校教育課	転居が完了するまで (住民登録が転居先に異動するまで)	小中学校の全学年	建築確認書や賃貸借契約書等 ※ 居住者や転居予定先、完成予定日などが確認できる書類。
【その他の場合】 例：住民登録地と実際の居住地が異なる。 特別地域にお住まいの場合 ○ 受付窓口：学校教育課	事由等により異なりますので、 学校教育課へお問い合わせください。	小中学校の全学年	事由等により異なりますので、 学校教育課へお問い合わせください。

※ いずれの事由についても、新入学時(小学校、中学校とも)からの指定学校の変更をご希望の際は、上記の必要書類に加え、入学通知書のハガキ(2月上旬頃発送)もお持ちください。